

議案第 82 号

筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項ただし書を削り、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

別表中

「

手当の額	
月額	2,000円
月額	3,000円
月額	3,000円
月額	2,500円

「

支給額	
日額	100円
日額	150円
日額	150円
日額	150円

を

に改める。

月額	2,000円
1日につき	1,000円
1件につき	3,000円
1日につき	400円

日額	100円
日額	1,000円
1件	3,000円
日額	400円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。